

平成五年一月二十二日受領  
答弁第一二二号

内閣衆質一二五第一二号

平成五年一月二十二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

衆議院議長 櫻内 義雄 殿

衆議院議員松本龍君提出狭山事件とルミノール反応検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松本龍君提出狭山事件とルミノール反応検査に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の殺害現場のルミノール反応検査に関する報告書はないものと承知している。なお、昭和六十年二月二十二日の衆議院法務委員会において行ったルミノール反応検査報告書がある旨の答弁は、殺害現場及び死体隠匿現場を含む広い意味での犯行現場について、ルミノール反応検査をした検査結果があるという趣旨で述べたものであると承知している。

御指摘の狭山事件については、被害者の遺体が一時的に隠匿されていた場所においてルミノール反応検査が行われ、その結果が陰性であったことを記載した書類は存在するが、その他の場所については、ルミノール反応検査が行われたことを記す書類はなく、ルミノール反応検

査が実際に行われたか否かについては不明であると承知している。

三について

前記事件における犯行現場の特定については、自白の信用性の判断にも関連しており、現在、東京高等裁判所に再審請求事件が係属中であるので、答弁は差し控えたい。

四から六までについて

前記事件については、現在、東京高等裁判所に再審請求事件が係属中であるので、証拠の目録を含む証拠の開示を行うか否かに関しては、答弁を差し控えたい。